

令和8年 著作権法 の改正情報

2026年9月20日
Rita特許事務所
野中 剛

令和8年法律第48号「著作権法の一部を改正する法律」
2026年6月17日 成立
2026年6月24日 公布

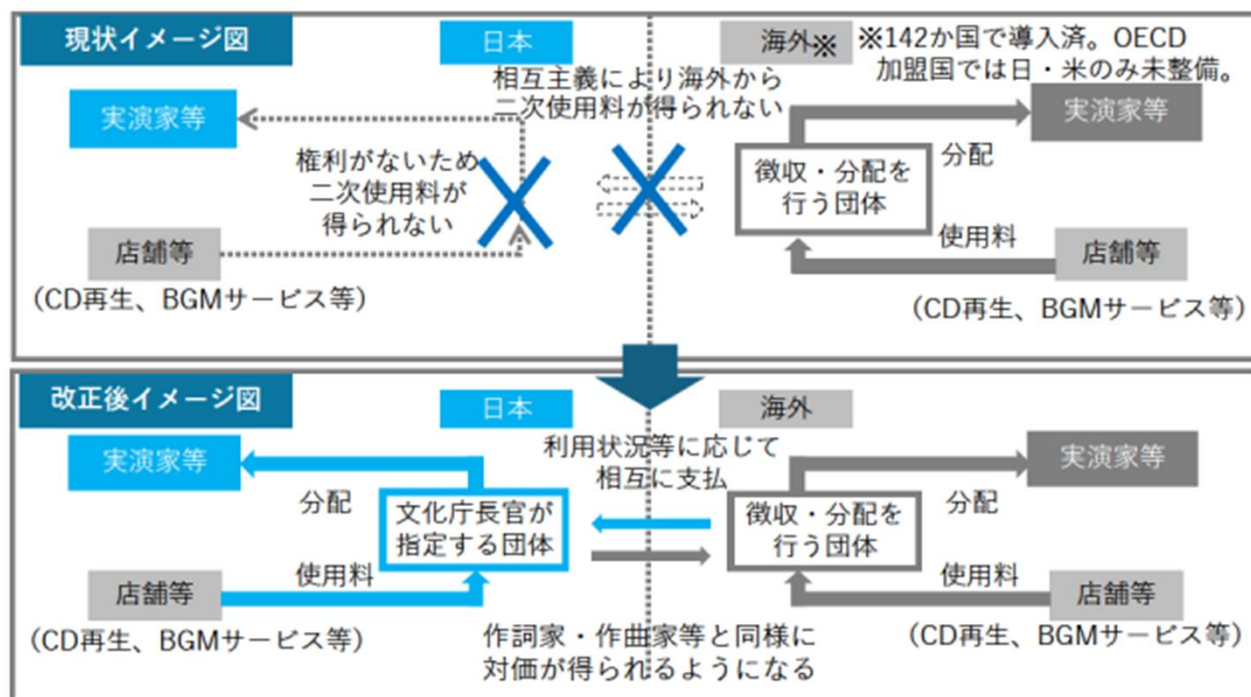
令和8年 改正情報

改正の趣旨

アーティスト等への適切な対価還元を図るとともに、音楽の海外展開の促進に繋げるため、音楽CDやインターネット配信音源等(商業用レコード等)が公の場で利用された際に、実演家・レコード製作者が二次使用料を受け取ることが出来る権利(「レコード演奏・伝達権」)を創設する。

1. 実演家及びレコード製作者の「レコード演奏・伝達権」の創設

公の場で音楽CDやインターネット配信音源等が利用(再生又は伝達)された場合に、実演家やレコード製作者がその二次使用料を受け取ることができる



令和8年 改正情報

改正の趣旨

アーティスト等への適切な対価還元を図るとともに、音楽の海外展開の促進に繋げるため、音楽CDやインターネット配信音源等(商業用レコード等)が公の場で利用された際に、実演家・レコード製作者が二次使用料を受け取ることが出来る権利(「レコード演奏・伝達権」)を創設する。

2. 「レコード演奏・伝達権」に係る指定団体制度の創設など

- ① 「レコード演奏・伝達権」について、文化庁長官が指定する団体がある場合には、その指定団体のみが権利を行使することが出来る
- ② 指定団体は、二次使用料の額等を記載した二次使用料規程の案を作成し、
公示しなければならない
- ③ 指定団体は、二次使用料規程の案について利用者代表から協議を求められたときは応じなければならず、協議が成立しないときは、文化庁長官の裁定を求めることができる
- ④ 指定団体は、③の協議の求めがなかったとき、又は協議が成立し、若しくは裁定があったときは、二次使用料規程を文化庁長官に届け出るとともに、公表しなければならない

店舗等でのBGM利用について、
実演家・レコード製作者にも対価が還元される仕組みを整備する改正

公布日(2026年6月24
日)から3年以内の
政令で定める日 施行

1.1 実演家及びレコード製作者の 「レコード演奏・伝達権」の創設

公の場で音楽CDやインターネット配信音源等が利用(再生又は伝達)された場合に、実演家やレコード製作者がその二次使用料を受け取ることができる

- ・実演が録音されている商業用レコードを用いて、その実演を公に再生した者は、当該実演に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。(著95条の2 第1項)
- ・前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。(著95条の2 第2項)
 - 一 営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に再生した場合
 - 二 著102条1項において準用する著30条の2から著30条の4まで、著32条1項、著33条2項、著33条の2 第2項、著41条、著42条の3、著42条の4 第2項、著46条、著47条の4又は著47条の5 第1項の規定により公に再生した場合

公布日(2026年6月24
日)から3年以内の
政令で定める日 施行

1.2 実演家及びレコード製作者の 「レコード演奏・伝達権」の創設

公の場で音楽CDやインターネット配信音源等が利用(再生又は伝達)された場合に、実演家やレコード製作者がその二次使用料を受け取ることができる

- ・商業用レコードに録音されている実演のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、当該実演に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。(著95条の3 第1項)
- ・前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。(著95条の3 第2項)
 - 一 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に伝達した場合
 - 二 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、通常の家計用受信装置を用いて公に伝達した場合
 - 三 著102条1項において準用する著30条の2から著30条の4まで、著31条7項若しくは9項、著32条1項、著33条2項、著33条の2 第2項、著35条1項、著41条、著41条の2 第2項、著42条、著42条の2 第2項、著42条の3、著42条の4 第2項、著46条、著47条の4又は著47条の5 第1項の規定により公に伝達した場合

公布日(2026年6月24
日)から3年以内の
政令で定める日 施行

1.3 実演家及びレコード製作者の 「レコード演奏・伝達権」の創設

公の場で音楽CDやインターネット配信音源等が利用(再生又は伝達)された場合に、実演家やレコード製作者がその二次使用料を受け取ることができる

- ・商業用レコードを用いて、そのレコードに係る音を公に再生した者は、そのレコードに係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない(著97条の2 第1項)
- ・前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。(著97条の2 第2項)
 - 一 営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に再生した場合
 - 二 著102条1項において準用する著30条の2から著30条の4まで、著32条1項、著33条2項、著33条の2 第2項、著41条、著42条の3、著42条の4 第2項、著46条、著47条の4又は著47条の5 第1項の規定により公に再生した場合

公布日(2026年6月24
日)から3年以内の
政令で定める日 施行

1.3 実演家及びレコード製作者の 「レコード演奏・伝達権」の創設

公の場で音楽CDやインターネット配信音源等が利用(再生又は伝達)された場合に、実演家やレコード製作者がその二次使用料を受け取ることができる

- ・商業用レコードに係る音のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、そのレコードに係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない(著97条の3 第1項)
- ・前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。(著97条の3 第2項)
 - 一 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に伝達した場合
 - 二 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、通常の家計用受信装置を用いて公に伝達した場合
 - 三 著102条1項において準用する著30条の2から著30条の4まで、著31条7項若しくは9項、著32条1項、著33条2項、著33条の2 第2項、著35条1項、著41条、著41条の2 第2項、著42条、著42条の2 第2項、著42条の3、著42条の4 第2項、著46条、著47条の4又は著47条の5 第1項の規定により公に伝達した場合

公布日(2026年6月24
日)から3年以内の
政令で定める日 施行

2.1 「レコード演奏・伝達権」に係る 指定団体制度の創設等

「レコード演奏・伝達権」について、文化庁長官が指定する団体がある場合には、その指定団体のみが権利を行使することが出来る

指定団体は、二次使用料の額等を記載した二次使用料規程の案を作成し、公示しなければならない

- ・指定団体は、著95の2 第3項において準用する著95条5項の規定により著95条の2 第1項の二次使用料を受ける権利を有する者のために請求することができる二次使用料の額に係る次に掲げる事項を記載した二次使用料規程を定めなければならない。(著103条の2 第1項)
 - 一 文化庁長官が定める基準に従い定める利用区分ごとの二次使用料の額
 - 二 実施の日
 - 三 その他文化庁長官が定める事項
- ・指定団体は、前項の二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又は利用者を直接若しくは間接の構成員とする団体から意見を聴取するように努めなければならない。(著103条の2 第2項)
- ・指定団体は、第1項の二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該二次使用料規程の案を公示しなければならない。(著103条の2 第3項)

公布日(2026年6月24
日)から3年以内の
政令で定める日 施行

2.2「レコード演奏・伝達権」に係る 指定団体制度の創設等

指定団体は、二次使用料規程の案について利用者代表から協議を求められたときは応じなければならない、協議が成立しないときは、文化庁長官の裁定を求めることができる

- ・著103条の2 第3項の規定による公示があったときは、利用者代表は、当該公示の日から1月以内に、当該指定団体に対し、当該公示に係る二次使用料規程の案の変更について協議を求めることができる。(著103条の3 第1項)
- ・指定団体は、利用者代表から前項の協議を求められたときは、これに応じなければならない。(著103条の3 第2項)
- ・利用者代表は、第1項の協議に際し、当該利用区分における利用者から意見を聴取するように努めなければならない。(著103条の3 第3項)
- ・文化庁長官は、利用者代表が第1項の協議を求めたにもかかわらず指定団体が当該協議に応じず、又は協議が成立しなかった場合であって、当該利用者代表から申立てがあったときは、当該指定団体に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。(著103条の3 第4項)
- ・指定団体は、第1項の協議が成立したときは、その結果に基づき、二次使用料規程案を変更しなければならない。(著103条の3 第5項)

公布日(2026年6月24
日)から3年以内の
政令で定める日 施行

2.3 「レコード演奏・伝達権」に係る 指定団体制度の創設等

指定団体は、二次使用料規程の案について利用者代表から協議を求められたときは応じなければならない、協議が成立しないときは、文化庁長官の裁定を求めることができる

- ・著103条の2 第3項の規定による公示の日から起算して6月を経過しても著103条の3 第1項の協議が成立しないときは、その当事者は、二次使用料規程案について文化庁長官の裁定を申請することができる。(著103条の4 第1項)
- ・文化庁長官は、前項の裁定をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。(著103条の4 第2項)
- ・二次使用料規程案を変更する必要がある旨の第1項の裁定があったときは、二次使用料規程案は、その裁定において定められたところに従い、変更されるものとする。(著103条の4 第4項)

公布日(2026年6月24
日)から3年以内の
政令で定める日 施行

2.4 「レコード演奏・伝達権」に係る 指定団体制度の創設等

指定団体は、二次使用料規程の案について利用者代表から協議の求めがなかったとき、又は協議が成立し、若しくは裁定があったときは、二次使用料規程を文化庁長官に届け出るとともに、公表しなければならない

- ・指定団体は、著103条の2 第3項の規定による公示の日から1月以内に利用者代表から各利用区分に係る著103条の3 第1項の協議の求めがなかったとき、又は同項の協議が成立し、若しくは著103条の4 第1項の裁定があったときは、その定め、又は変更した二次使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより、公表しなければならない。(著103条の5 第1項)
- ・前項の規定による届出のあった二次使用料規程は、当該二次使用料規程においてその実施の日として定められた日から、その効力を生ずる。(著103条の5 第2項)
- ・指定団体は、第1項の規定による届出をした二次使用料規程に定める額を超える額を、二次使用料として請求してはならない。(著103条の5 第3項)